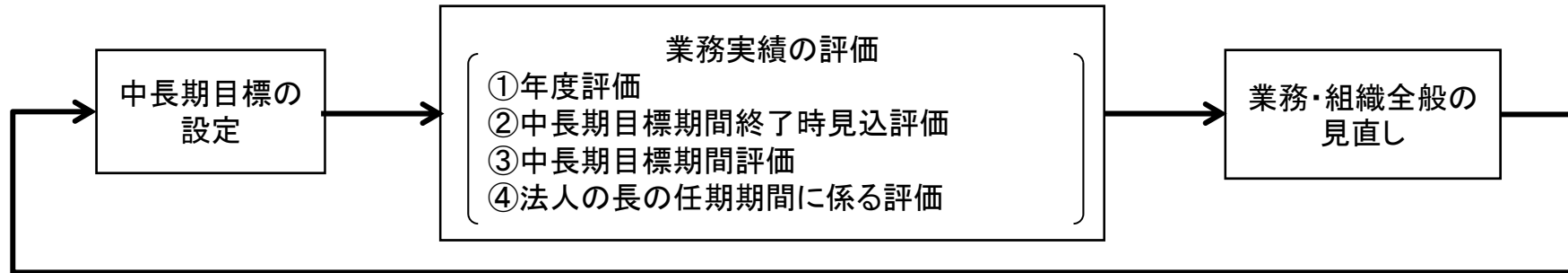


国立研究開発法人審議会について(参考資料)

- 改正独法通則法(平成27年4月施行)に基づき、主務大臣による評価等に当たって助言する機関として、各府省に設置。
- 国立研究開発法人に関して、
 - 中長期目標の設定・変更(通則法第35条の4第4項)
 - 業務実績の評価(通則法第35条の6第6項)
 - 業務・組織全般の見直し(通則法第35条の7第2項)
 に当たって、科学的知見・国際的水準等に即して主務大臣に助言。



国立研究開発法人審議会	農業部会	林野部会	水産部会	農業・食品産業技術総合研究機構 国際農林水産業研究センター(JIRCAS) 土木研究所	森林研究・整備機構	水産研究・教育機構	委員数		
							委員	臨時委員	専門委員
委員 8 名 臨時委員 8 名 専門委員 14 名							4名	2名	8名
							2名	3名	3名
							2名	3名	3名

(本会の委員が各部会委員を兼任)